

## 2015（平成27）年度事業方針並びに事業計画

全国の教職員互助団体においては、公益法人制度改革により2014（平成26）年4月1日までにすべての団体が、一般社団（または財団）法人へと移行を完了しました。

本互助組合では、同年4月に一般財団法人へ移行し、関係法令に基づき自主的・自立的な事業の運営に努めているところです。

本県では、教育委員会制度の見直しや土曜授業の導入などの教育改革が進む中、教職員をはじめ教育関係職員においては、消費税の増税、公的医療・年金制度の給付抑制と負担増、退職手当の削減など厳しい状況に置かれていることから、相互共済と福利増進を目的とする本互助組合の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、日本経済は消費増税による個人消費の落ち込みで経済成長が2期連続でマイナスになるなど景気の減速感から、追加の金融緩和が実施され、低金利の状態で、急激な円安・株高となる金融市場となりました。本互助組合においては、預金等の利息収入が減少する反面、為替に金利が連動した外国債券等が円安効果で多額の利息を得ることになり、予算を上回る運用増益となっていますが、長期的に金融環境の変化を予測することは困難であり、今後の教職員数減少による掛金の収入減や貸付金の利息収入の減少と一般法人移行に伴う利子税賦課の負担増は確実に見込まれることから、収支の均衡を図りながら健全な財政運営に努める必要があります。

2015（平成27）年度予算については、経常収益が1,179,119千円、経常費用では1,207,883千円を見込み、経常増減額は△28,764千円となるが、正味財産期首残高は2,388,811千円を見込んでおり、経常増減額と経常外増減額1,000千円を加えると、正味財産期末残高としては2,361,047千円を見込んでいます。

引き続き、一般財団法人移行後の健全な財政運営を確保するため、資金運用等の安全化、効率化に努めるとともに、給付事業の見直しや改善を行い、組合員への福利増進を確実に進めることとします。

本年度は、上記のこと等を踏まえ、次の諸点について重点的に取り組みます。

### （給付事業・退教互事業）

- 1 相互扶助の精神に立って、組合員とその被扶養者の福利の向上と生活の安定を図るため、給付事業・貸付事業・特別見舞金事業・退職互助事業の充実に努めていきます。
  - ・組合員の要望等を事業に反映できるよう、給付事業の見直しと改善を図り、福利厚生事業の充実に努める。

### （公益文化事業）

- 2 公益文化事業については、引き続き、県教職員共助会と共催してスクールコンサートを実施します。

### （資金運用・資産構成）

- 3 日本経済や世界経済の動向等を注視しながら、金融市場等の情報収集に努めるとともに一般財団法人移行後の健全な財政運営を図るため、資産の安全かつ効率的な運用に努めていきます。

### （施設改修・情報システム更新）

- 4 建築から33年が経過し老朽化している会館の施設設備の改修や情報機器等のシステムの更新等が必要なことから計画的に整備を進めていきます。

### （管理運営）

- 5 一般財団法人移行後の内部統制システムを整備し、理事、監事や評議員の権限と責任、相互の牽制機能を確保するための体制の構築に努めるとともに、監査体制を強化し、会計情報の透明化をより高め、事務の効率化と経費の節減に努めていきます。